



社会保険手続きの変更点について



今秋、社会保険の手続き上の取り扱いで、いくつか変更がありました。
今回のあおぞらレターでは、実務担当者が押さえておきたい主な変更点についてご紹介いたします。

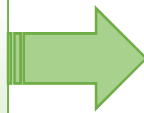
● 被扶養配偶者が被保険者の扶養から外れた場合

「**国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届**」の提出が必要になります

～平成26年12月1日より**健康保険組合加入の事業所**が対象～

これまで・・・

- 死亡した場合
 - 海外に移住した場合
- など、限られた場合



12月1日からは・・・

- 左記に加えて、
- 収入が扶養の基準額以上に増加した場合
 - 配偶者（第2号被保険者）と離婚した場合

- 「国民年金第3号被保険者関係届」の新様式は日本年金機構のHPからダウンロードできます。
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/info/detail.jsp?id=28539> ※当分の間は従前の様式で代用できます。
- 協会けんぽ加入の事業所は届出の必要はありません。

● 厚生年金の資格取得時の本人確認事務の変更

～平成26年10月1日より～

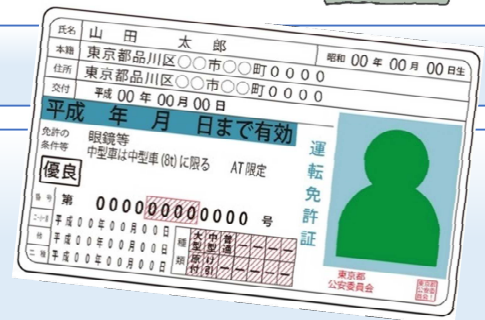
【確認の対象】新たに採用する（被保険者となる）方で、
基礎年金番号がわからない場合には・・・



① 運転免許証等により必ず本人確認が必要です。

② 住民票上の住所と郵便物が届く住所（現住所等）が・・・

- 同じ場合 ⇒ 被保険者住所欄に住民票上の住所を記入
- **異なる場合** ⇒ 被保険者住所欄に郵便物の届く住所を記入し、備考欄に住民票上の住所を記入



- 資格取得時には必ず、年金手帳等の基礎年金番号を確認できる書類を必ずご確認ください。
- 年金手帳を紛失した場合は「年金帳再交付申請書」を併せてご提出ください。



その他、平成26年10月1日より日本国籍を有しない被保険者の厚生年金保険の資格取得や氏名変更の際に「**ローマ字氏名届**」の提出も義務化されています。
詳しくは、あおぞらレター155号をご参照ください。

<http://sr-aozora.biz/contents/letter/155.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277